

広島 AI プロセス等における著作権関係の記載について

本資料は、「広島 AI プロセス」等の、現時点において発表され又は検討が進められている、生成 AI に関する国際的な議論枠組み及び各国の取組みに関して、公表されている文書その他の資料における著作権関係の記載を、事務局にて収集・整理し、紹介するもの¹。

1. 「広島 AI プロセス」関係

- 「広島 AI プロセス」に関しては、令和 5 年 10 月 30 日、「G7 首脳声明」、「高度な AI システムを開発する組織向けの広島プロセス国際指針」(以下「国際指針」という。)及び「高度な AI システムを開発する組織向けの広島プロセス国際行動規範」(以下「国際行動規範」という。)が発出された²。

- 国際指針において、著作権に関して直接的な記載はされていないが、知的財産に関しては以下のように記載されている(訳文は外務省仮訳・下線は事務局)。

11. 適切なデータインプット対策を実施し、個人データ及び知的財産を保護する

組織は、有害な偏見バイアスを軽減するために、訓練データやデータ収集など、データの質を管理するための適切な措置を講じることが奨励される。

訓練用データセットの適切な透明性も支援されるべきであり、組織は適用される法的枠組みを遵守すべきである。

- 国際行動規範において、著作権に関しては以下のように記載されている(訳文は外務省仮訳・下線は事務局)。

11 適切なデータインプット対策を実施し、個人データ及び知的財産を保護する。

組織は、有害な偏見を軽減するために、訓練データやデータ収集等、データの質を管理するための適切な措置を講じることが奨励される。

適切な対策には、透明性、プライバシーを保護するトレーニング技術、及び／又はシステムが機密データや機微データを漏らさないようにするためのテストとファインチューニングが含まれる。

組織は、著作権で保護されたコンテンツを含め、プライバシーや知的財産に関する権利を尊重するために、適切なセーフガードを導入することが奨励される。

組織はまた、適用される法的枠組みを遵守すべきである。

- 令和 5 年 12 月 1 日には、「広島 AI プロセス」の成果文書として、「広島 AI プロセス G7 デジタル・技術閣僚声明」が採択された。³

2. 「AI 安全性サミット」及び「ブレッチリー宣言」関係

- 英国主催で令和 5 年 11 月 1～2 日に開催された「AI 安全性サミット」において、我が国のほか米国・欧州連合(EU)・中国等が署名した「AI 安全に関するブレッチリー宣言」が公表された⁴。

- 「AI 安全に関するブレッチリー宣言」において、著作権に関して特段の記載はされていない。

¹ なお近時の生成 AI の急速な台頭より前のものとして、経済開発協力機構(OECD)の「AI に関する OECD 原則」(2019 年)があり、著作権に関して直接的な記載はされていないが、知的財産を含む既存法制の適切性を精査する必要性等に言及されている。なお同原則には生成 AI の台頭を踏まえた見直しの動きがある。(<https://legalinstruments.oecd.org/en/instruments/OECD-LEGAL-0449>)

² 外務省「広島 AI プロセスに関する G7 首脳声明」(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page5_000483.html)

なお、国際指針及び国際行動規範は、進行中の包摂的なマルチステークホルダー協議を通じたものを含め、必要に応じて見直され、更新されるものとされている。

³ 総務省「G7 デジタル・技術大臣会合の開催結果」(https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin06_02000283.html)

⁴ 「AI 安全に関するブレッチリー宣言」(<https://www.gov.uk/government/publications/ai-safety-summit-2023-the-bletchley-declaration/the-bletchley-declaration-by-countries-attending-the-ai-safety-summit-1-2-november-2023>)

3. 米国・AI に関する大統領令関係

- 米国では、令和 5 年 10 月 30 日、「安全、セキュアかつ信頼性のある AI の開発及び使用に関する大統領令」(以下「大統領令」という。)が発出された⁵。
- 大統領令において、著作権に関しては以下のように記載されている(訳文は機械翻訳・下線は事務局)。

5.2. イノベーションの促進

(a)・(b) (略)

(c) イノベーションを促進し、特許を受け得る事項の発明者性と AI に関連する問題を明確にするために、知的財産担当商務次官及び米国特許商標庁(USPTO)長官は、次のことを行うものとする。

(i)・(ii) (略)

(iii) この命令の日から 270 日以内、又は連邦議会図書館著作権局が AI によって提起された著作権問題に対処する今後の AI に関する調査結果を公表してから 180 日以内のいずれか遅い方までに、著作権局長と協議し、著作権と AI に関連して可能性のある行政措置について大統領に対してレコメンデーションを行うこと。レコメンデーションは、AI を使用して作成された作品の保護範囲や、AI トレーニングにおける著作物の扱いなど、著作権局の調査で議論された著作権及び関連する問題を対象に含むものとする。

4. 欧州連合(EU)・AI 規則(AI Act)関係

- 欧州連合(EU)では、生成 AI を含む AI に関する包括的な規律を設ける「AI 規則」(AI Act)の制定に向けた検討が進められており、令和 5 年 6 月 14 日、AI 規則案が欧州議会において採択された(令和 5 年 11 月現在、立法手続が進行中)⁶。
- AI 規則案において、著作権に関しては以下のように記載されている(訳文は機械翻訳・下線は事務局)。

第 28 条 b(基盤モデルの提供者の義務)

(1)～(3) (略)

(4) 複雑な文章、画像、オーディオ、ビデオなどのコンテンツを様々なレベルの自律性で生成することを特に意図した AI システム(「生成 AI」)で使用される基盤モデルのプロバイダー、および生成 AI システムのために基盤モデルを特化させるプロバイダーは、さらに、以下のことをすべきものとする。

a) 第 52 条第 1 項に概説されている透明性義務を遵守すること。

b) 表現の自由を含む基本的権利を損なうことなく、一般に認められている最先端技術に沿って、EU 法に違反するコンテンツの生成に対する適切な保護手段を確保するように、基盤モデルを訓練し、該当する場合は設計及び開発すること。

c) 著作権に関する EU 又は加盟国の法律に違反することなく、著作権法で保護されているトレーニングデータの使用に関する十分に詳細な要約を文書化し、公開すること。

- 令和 5 年 12 月 9 日には、欧州議会と理事会の交渉担当者は、「AI 規則」(AI Act)に関する暫定合意に達した。⁷

⁵ “Executive Order on the Safe, Secure, and Trustworthy Development and Use of Artificial Intelligence”(<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2023/10/30/executive-order-on-the-safe-secure-and-trustworthy-development-and-use-of-artificial-intelligence/>)

⁶ 欧州議会プレスリリース(令和 5 年 6 月 14 日)(<https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20230609IPR96212/meps-ready-to-negotiate-first-ever-rules-for-safe-and-transparent-ai>)

⁷ 欧州議会プレスリリース(令和 5 年 12 月 9 日)(<https://www.europarl.europa.eu/news/pt/press-room/20231206IPR15699/artificial-intelligence-act-deal-on-comprehensive-rules-for-trustworthy-ai>)